

令和2年4月30日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

社会福祉法人における
新型コロナウイルス感染症への対応にかかる緊急要望

全国社会福祉法人経営者協議会
会長 磯 彰格

政府においては、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」の実施及び、令和2年度補正予算案の編成など、感染拡大防止と医療、福祉サービスの提供体制等の維持・継続のために、多大なるご尽力をいただいておりますことに感謝申しあげます。

我々、社会福祉法人・福祉施設においては、様々な困難を抱えながらも、強い使命感をもって、福祉サービスを必要とする方々への支援を継続し、地域の福祉を守り抜くために、力を尽くしております。

一方で、感染が拡大するなかで、福祉施設での感染も発生しており、全国の社会福祉法人・福祉施設関係者は、自治体や医療関係者の支援を得ながら、極めて厳しい状況に立ち向かっています。

このような国難を乗り切るためには、我々、社会福祉法人・福祉施設が一丸となって、今後とも、感染拡大防止に努めつつ、福祉サービスを必要とする方々の生活を支え続けるため、その対応に最善を尽くす所存です。

つきましては、以下の要望事項について、なお一層のご高配を賜りますようお願い申しあげます。

1. 感染拡大防止、福祉サービスの継続等に係る財政支援措置の拡充

(1) 居宅等でのサービス提供に係る報酬算定ルールの周知と標準化

自治体からの要請による休業とともに、地域の感染状況等を踏まえ自治体への報告のもと自主的に休業する場合、利用者の居宅等で一定のサービス提供を行った場合には、報酬の対象とすることを可能としていただきました。

しかしながら、算定に必要となる報告等の方法・様式が自治体毎に異なることで、現場での事務負担の増加と混乱が生じています。

つきましては、自治体間での格差是正、迅速なサービス提供の促進と文書削減による事務負担軽減等の観点から、報酬算定に必要となる方法・様式の標準化と自治体へのその徹底を図ってください。

また、標準化するにあたっては、事前の迅速なサービス計画等の変更が困難であることなどから、利用者の同意を前提として、サービス提供実績の報告のみを求めるなど、簡便な方法となるようご配慮ください。

(2) 感染拡大防止に伴う事業縮小等に係る臨時・応急的な財政支援策

感染の拡大状況等によっては、居宅等での一定のサービス提供等も困難となることが想定されます。また、感染拡大防止の観点から、自治体からの要請等により、必要最低限のサービス利用、あるいは、家族等による支援をお願いした場合などにおいて、大幅な利用者の減少が生じています。

つきましては、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」のさらなる拡充等により、各社会福祉法人・福祉施設において、休業要請等によりやむを得ず事業縮小等をせざるを得ない場合には、直近の利用者数に応じた報酬算定を可能とするなど、従前収入が保障されるよう、臨時・応急的な財政支援策を早急に講じてください。

(3) 感染発生時の福祉サービスの継続、業務継続を支える職員等への支援

感染(疑いを含む)が発生した場合には、通常のサービス提供の変更・中止(利用者の分離や日中サービスの限定等)、限られた職員等による特別な勤務シフトによるサービスの継続、職員の家族等への感染防止措置(宿舎の確保等)等、様々な負担が生じています。

つきましては、利用者の生活を守り抜くために苦難のなかでサービス提供を継続している福祉従事者等への支援を図るため、報酬加算措置などの財政支援策を講じてください。

(4) 財政支援策に係る利用者負担への配慮

財政支援策を講じるにあたっては、利用者負担が生じないよう、引き続きご配慮ください。

2. マスク、手指消毒等の衛生用品の確保に係る一層の支援

依然として発注や納品が困難な状況が続いているおり、また、自治体での対応状況に差異があります。また、さらなる対応の長期化が予想されていることなどを踏まえ、衛生用品当の購入費用について、介護報酬等で適切に対応できるよう財政上の手当てをお願いします。

3. 発生施設等における対応方法等の明確化、支援体制の整備

介護、障害、子ども・子育てなど、分野ごとの特徴に応じた具体的な対応方法、また、事前に準備すべき事項などをとりまとめたマニュアル等の提示を早急にお願いします。

また、感染拡大防止のための医療機関との連携、必要な助言が得られるような体制づくりとともに、感染が発生した場合には、PCR検査の迅速な実施や必要な装備等の確保等が図られるよう、お願いします。

4. 雇用調整助成金等の迅速な適用

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」に基づく補助金をはじめ、雇用調整助成金や貸付・融資等の支援策について、資金繰りに困難を抱えている社会福祉法人が相談・申請等を行った場合には、迅速な対応が図られるよう関係機関における体制構築と対応の徹底、申請手続きの簡素化をお願いします。

なお、雇用調整助成金については、計画届の事後提出や支給申請は既存書類をもって代えることができる取扱いとしていただきましたが、審査に必要な書類についてもあらためて明確化し、かつ簡素化を図っていただくよう引き続きお願いします。

5. 風評被害への対応

全国の福祉従事者が感染リスクを抱えながら、地域の福祉を守り抜くために尽力しているにもかかわらず、感染者とともにそうした福祉従事者等が中傷、差別・偏見の対象となる事例も少なくありません。

つきましては、こうした中傷、差別・偏見を撲滅するため、報道のあり方を含め、国としても社会環境の整備に積極的に取り組むとともに、自治体や医療関係者の支援により徹底した感染拡大防止を図ったうえで支援が継続されていることを広報するなど、風評被害への対応についての支援をお願いします。

6. 法人運営の更なる弾力化と自治体への徹底

社会福祉法人における理事会・評議員会等の運営や作成しなければならない書類の取扱いを弾力化いただきました。指導監査や届出等の時期の取扱いについて、各所轄庁においてローカルルールや情報格差が生じることなく、柔軟な対応が図られるよう周知と徹底を引き続きお願いします。あわせて、総額資産変更等にかかる登記事務についても柔軟な対応が図られるよう、法務省等との調整及び、対応の周知と徹底をお願いします。

7. 介護等体験などの実習受入れの更なる弾力化

実習等の取扱いについて、一定の弾力化を図っていただいたところですが、特に教員免許取得に必要となる介護等体験について、一層の柔軟な対応が図られるよう、文部科学省等との調整及び対応の周知と徹底をお願いします。

【本件に関する問合先】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 法人振興部(担当:鈴木、宮内)

全国社会福祉法人経営者協議会 事務局

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-7819 FAX 03-3581-7928

E-MAIL zenkoku-keieikyo@shakyo.or.jp